

議会アクションを実施します

議会だよりは発行を1か月短縮

無作為抽出の男女各千人に議会に関する意識を調査

総社市議会では、議会の改革に取り組んでいます。この取組をさらに進めるため、この度、市民の皆さんに議会に対するご意見をお尋ねすることになりました。市内にお住ま

いの方から無作為に抽出した20歳以上の男女各千人を対象に、4月中旬から調査票を送っています。

内容は、議会や議会だよりへの関心度、議員の定数や報酬についてお考えをお聴きしています。調査表が届きましたら、お忙しいところ誠に恐

れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

議会の情報は新鮮なうちにお手元へ

本紙「議会だより」も、より親しまれる内容に見直しを進めています。そして、これまで議会閉会から2か月後であつた発行を1か月短縮し、今号から、閉会の翌月には発行するよう改めました。今後、アンケート結果も掲載します。ぜひ、ご覧ください。

編集後記

春の選抜高校野球で石巻工業高校の生徒の宣誓が話題を呼んだ。まっすぐに未来を見つめ、部員みんな考えた長い宣誓文を流れるように堂々と立派に唱えた姿に誰もが感動し、勇気と希望をもらったに違いない。3・11以降「絆」という一点で日本国民がつながった気がする。どんな悲哀も次への創造に繋げていってこそ確実に前進がある。

今、総社市議会は、議会改革という一点で全議員が一体となつて市民の負託に応えようと繋がっている。初の議会報告会では、その決意の一端を市民の皆さまにお示しできたのではないかと思います。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

◆編集委員会のメンバーは次のとおりです。

- 委員長 西森 頼夫
- 副委員長 根馬 和子
- 委員 根馬 和子
- 委員 頓宮 美津子
- 委員 小西 義巳
- 委員 秋山 律郎

教えて! Q & A シリーズ2 「議会の権限」

議決権 市の事業の予算を定めるとき、条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとする場合などには、市長は市議会の議決を得てからでないといふことができません。議決を必要とする事項(議決案件)は地方自治法で定められています。

同意権 市長が副市長、監査委員、教育委員などを任命するときには議会の同意が必要です。

検査権、監査請求権及び調査権 市長その他の執行機関の事務管理や金銭の出納が、市民の期待どおりに公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限です。市の仕事に係る書類を検閲する検査権、監査委員に監査を求め報告を受ける監査請求権、市政全般について市議会独自に調査を行う地方自治法第100条に規定されている調査権(百条調査権)の3種類があります。

特に調査権は、強制力が与えられ、市議会は関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

議長交際費執行状況

「総社市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱」に基づき、議長の交際費の執行状況を公表します。各月の執行状況については、議会事務局及び市のホームページ(<http://www.city.soja.okayama.jp/>)でご覧になれます。

平成23年度の議長交際費の支出総額は **277,356** 円でした。

[平成24年2~3月分]

支出区分	支払日	支出金額	支出先等
お供	2/16	5,000	市政功労者の義母香料
	2/29	10,000	元議員逝去 香料
	2/29	7,350	〃 花環代
	3/30	5,000	代表監査委員の実父香料
合計	-	27,350	-
4月からの累計	-	277,356	-